

県内市町村等の福利厚生事業の状況

(平成24年4月1日現在 仙台市除く)

市町村職員(一部事務組合等職員含む)の福利厚生事業については、地方公務員法第42条※に規定されており、住民の理解が得られるよう点検・見直しを行い、適正に事業を実施することが求められています。

この規定に基づき、民間企業と同様に地方公共団体は費用を負担し、職員の保健、元気回復、その他厚生事業を計画し実施しなければなりません。この福利厚生事業は、地方公共団体が直接行う方法と職員互助会等が行う方法があります。職員互助会等が行う場合は、職員の掛金や地方公共団体が公費を支出し実施することになります。

県では総務省による福利厚生事業調査をもとに県内市町村及び一部事務組合等で実施されている福利厚生事業を各団体間で比較できるよう取りまとめ公表いたします。

今後も、各市町村等における福利厚生事業が適性に行われるよう引き続き助言及び情報提供を行ってまいります。

★総務省による福利厚生事業調査のポイント★

- ・住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に実施されているか。
- ・福利厚生事業の実施状況等が公表されているか。

■調査項目■

- ①職員互助会等に対する公費支出額
- ②職員互助会等に対する公費支出の見直し状況
- ③公費を伴う個人給付事業の実施状況
- ④職員互助会等が行う福利厚生事業の公表状況

◆地方公務員法(抜粋)◆

(厚生事業)

第42条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

【保健とは】

職員の健康管理のため各種検診等を実施することで、定期健康診断、特定健診(各種がん検診)、人間ドックなどが代表的です。

【元気回復とは】

仕事によって蓄積した疲労回復、気分転換し明日への活力を養うことで、一般的に言う「レクリエーション」です。

【その他厚生に関する事項とは】

団体生命保険や施設利用助成など地方自治体の実情に応じて内容は多様です。

調査結果をお知らせします

職員互助会等に対する公費支出の状況

平成23年度決算において、県内市町村及び一部事務組合等が職員互助会等に対し公費(補助金, 助成金等)支出している団体はありません。

また、平成24年度当初予算において、職員互助会等への公費支出を予算化している団体もありません。

【参考】

職員互助会等への公費支出が一団体もない県は、全国で当県を含めて3県のみとなっております。

公費を伴う個人給付事業の状況

「公費を伴う個人給付事業」とは、「地方公共団体が直接実施している福利厚生事業」又は「職員互助会等で実施している事業のうち公費による助成を受けている給付事業」のことで、当県では前者のみの給付となっています。各地方公共団体では人間ドックや各種がん検診等の給付事業が行われております。

なお、各個人給付事業に係る県内の実施状況は次のとおりです。

■ 市町村 ■

※調査対象数: 34市町村

(単位: 団体)

	結婚祝金	本人弔慰金	家族弔慰金	退職記念品	入院見舞金	人間ドック	その他医療	レク活動	その他事業
H22	0	24	18	1	1	22	25	1	1
H23	1	25	19	1	1	22	24	0	1
H24	1	25	19	1	1	22	24	0	1

■ 一部事務組合等 ■

※調査対象数: 18団体 (単位: 団体)

	本人弔慰金	家族弔慰金	退職記念品	災害見舞金	人間ドック	その他医療
H22	7	5	1	1	5	13
H23	7	5	1	1	5	12
H24	7	5	1	1	5	12

※その他医療は各種がん検診や肝炎検査等、その他事業はメンタルヘルスルーム開設となっております。

★総務省ホームページで全国自治体の調査結果が公表されておりますので御覧ください。

